



今年の10月から、 あなたにも マイナンバーが 通知されます。*

※ マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。
(住民票の住所と異なる場合にお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の
分野で個人の情報を適切かつ効率的に
管理するために活用されます。

※対象者は、住民票を有する全ての方
(中長期在留者や特別永住者などの外国人も含む)です。



もうすぐ
はじまるよ!

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

■ マイナンバー制度のお問合せは
コールセンター(全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**

【受付時間】 平日 9:30~17:30(土日祝日・年末年始を除く) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

WEBで

マイナンバー 検索

平成27年度 納税カレンダー

～納税は便利な口座振替で～

納期月	税目	期別	納期限	納期月	税目	期別	納期限
5月	固定資産税 軽自動車税	第1期	6月1日(月)	10月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第3期 第4期 第4期 第4期	11月2日(月)
6月	町県民税	第1期	6月30日(火)	11月	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第5期	11月30日(月)
7月	国民健康保険税 固定資産税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第1期 第2期 第1期 第1期	7月31日(金)	12月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第3期 第6期 第6期 第6期	12月25日(金)
8月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第2期	8月31日(月)	1月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第4期 第7期 第7期 第7期	2月1日(月)
9月	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第3期	9月30日(水)	2月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第4期 第8期 第8期 第8期	2月29日(月)

5月は収税強化月間です

町では毎年5月と12月を収税強化月間とし、税務課職員を中心に各種税金等を滞納されている方々のお宅を重点的に訪問します。

期間中は休日も町内を各班に分けて訪問しますので、どうぞ納税にご協力ください。



※町税等は、納税者の皆さまが期限までに自主的に納めていただくことになっています。滞納していると延滞金が加算され納付が困難になるばかりでなく、納税者の意思に関わりなく滞納処分(不動産・給与・預貯金等の差押)を受けるほか、社会的信用を失うなど不利益を受けることにもなりかねません。町にとっても滞納整理に貴重な町のお金を費やすことにもなるため、納期内納付にぜひご協力ください。

問合せ 税務課 収税担当 ☎62-2153